

I 施設運営

- 重要な視点：① 「宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、施設運営を行っているか。
- ② 児童の安全面において、施設内設備で大きな事故に繋がるような問題点はないか。
- ③ 施設の衛生面において、感染症や食中毒を予防するような対策を講じているか。
- ④ 施設の職員数や児童数、保育室等面積などについて、「設備運営基準」の要件を適切に満たしているか。
- ⑤ 職員の資質向上対策について、会議や研修等を行うなどしてその推進に努めているか。

指導監査項目	確認書類・方法等
<p>1 設備運営体制の確立</p> <p>(1) 施設運営管理の方針</p> <p>① 運営（管理）規程が作成され、実態と相違はないか。</p> <p>② 原則として保育時間は1日8時間、開所時間は1日11時間としているか。</p> <p>③ 日曜・祝日、休日以外に施設の都合で休園してないか。</p> <p>④ 連携施設を確保しているか。</p> <p>2 建物、設備等の状況</p> <p>(1) 施設・設備の管理状況</p> <p>① 認可事項を変更している場合、変更の届出がされているか。</p> <p>【面積要件】</p> <p>② 面積は最低基準を満たしているか。</p> <p>3 事故防止及び事故発生時の対応状況</p> <p>(1) 事故防止対策</p> <p>① 通路、階段等の整理整頓</p> <p>② 転倒防止策や転落防止策が講じられているか。</p>	<p>(1)</p> <p>① 「運営（管理）規程」</p> <p>② 「運営（管理）規程」</p> <p>③ 「運営（管理）規程」「出席簿」等</p> <p>④ 「協定書」等</p> <p>(1)</p> <p>① 実地監査前に確認</p> <p>② 「事前提出資料」</p> <p>(1)</p> <p>① 施設内見学時に確認</p> <p>② 施設内見学時に確認</p>

<p>③ 危機管理が適切か。</p> <p>④ 遊具について適切に日常点検や定期補修が実施され、遊具等の状況は適切か。</p> <p>⑤ 損害賠償保険に加入又は賠償能力を有しているか。</p> <p>(2) 事故発生時の対応</p> <p>① 施設での事故発生時の対応等は適切に行われているか。</p> <p>4 衛生管理及び感染症対策の状況</p> <p>(1) 施設の衛生管理</p> <p>① 調理室や調理従事者、調理器具、原材料等の衛生管理は適切に行っているか。</p> <p>(2) 感染症対策の状況</p> <p>① 感染症に対する予防対策を講じているか。</p> <p>② 衛生管理に関する研修の実施状況は適切か。</p> <p>③ 調理業務委託の状況は適切か。</p> <p>5 防災対策の状況</p> <p>(1) 防災設備等の状況</p> <p>① 消防用設備の自主点検及び法定点検を実施しているか。</p> <p>② 避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識の電灯が切れていないか。</p> <p>③ カーテン、どん帳、じゅうたん等は、防災性能を有しているか。</p> <p>(2) 防災体制</p> <p>① 消防計画書の作成及び消防署への届出、防火管理者の選任がなされているか。</p>	<p>③施設内見学時に確認</p> <p>④施設内見学時に確認，「遊具の日常点検記録」</p> <p>⑤「損害保険証書」</p> <p>(2)</p> <p>①「事故対応記録」，必要に応じて「損害賠償手続きに係る書類」</p> <p>(1)</p> <p>①「調理場内の衛生管理チェックリスト」 「腸内細菌検査結果」 「害虫駆除記録」等</p> <p>(2)</p> <p>①施設長に確認，「感染予防マニュアル」</p> <p>②「研修記録」</p> <p>③「調理業務委託契約書」， 「調理従事者の健康診断及び検便記録」</p> <p>①施設内見学時に確認，「消防用設備点検記録」</p> <p>②施設内見学時に確認</p> <p>③施設内見学時に確認</p> <p>(2)</p> <p>①「消防計画書」，防火管理者の選任は施設長に確認</p>
---	--

<p>② 非常時の役割分担，装置の操作法等が職員に周知されているか。</p> <p>(3) 防災訓練の実施状況 ① 防災訓練は適切に実施しているか。</p> <p>(4) 不審者の侵入防止等に関する以下の対策は適切か。 ① 警察等関係機関との連絡体制は整備されているか。</p> <p>② 職員の役割を明確にし，共通理解を図っているか。</p> <p>③ 防犯のための避難訓練を実施しているか。</p> <p>④ 外部からの人の出入りを確認しているか。</p> <p>⑤ 出入口等の点検状況は適切か。</p> <p>⑥ 児童の送迎の確認は適切に行われているか。</p> <p>6 施設設備の管理状況 (1) 水道（該当施設のみ） 【井戸水を使用している場合】 ① 井戸水を使用の場合は年に1回の水質検査を実施しているか。</p> <p>【貯水槽を設置している場合】 ② 受水槽，高置水槽（総じて貯水槽という）の管理は適切か。</p> <p>7 職員の状況 (1) 施設長の状況 ① 施設長に適任者が配置されているか。</p>	<p>②「非常時の対応マニュアル」</p> <p>(3) ①「防災訓練実施記録」</p> <p>(4) ①「不審者対応マニュアル」 口頭確認</p> <p>②「不審者対応マニュアル」 口頭確認</p> <p>③「不審者対応訓練記録」</p> <p>④口頭確認</p> <p>⑤「施設の安全点検表」等 口頭確認</p> <p>⑥口頭確認</p> <p>(1) ①「井戸水の検査記録」</p> <p>②「貯水槽の管理記録」</p> <p>(1) ①「出勤簿」，「履歴書」， 施設長に聞き取り</p>
--	---

<p>(2) 職員の秘密保持について</p> <p>① 職員は正当な理由がなく業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らしていないか、退職後の秘密保持の措置を講じているか。</p> <p>(3) 職員会議の状況</p> <p>① 職員会議は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 職員研修の状況</p> <p>① 職員研修は職員の資質向上のために適切に実施されているか。</p>	<p>(2)</p> <p>① 「就業規則」</p> <p>(3)</p> <p>① 「職員会議録」</p> <p>(4)</p> <p>① 「職員研修記録」</p>
--	---

◎根拠法令等一覧

<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」 ・「児童福祉法施行規則」 ・「宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」 ・「保育所保育指針」 ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保の一層の徹底について」 ・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」 ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について (別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」) ・「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」 ・「保育所における感染症対策ガイドライン」について ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 ・「保育所における調理業務の委託について」 ・消防庁告示 ・「消防法」 ・「消防法施行令」 ・「消防法施行規則」 ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」 ・「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」
--

- ・「水道法施行規則」
- ・「宇都宮市水道事業給水条例」
- ・「家庭的保育事業等の認可等について」
- ・「児童福祉行政指導監査の実施について」
(別紙1「児童福祉行政指導監査事項」)

など